

阿見町広域受援計画

(第1次計画)

【大規模災害編】



令和5年3月

阿見町

目 次

I 総 論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目的	1
3	計画の位置付け	2
4	計画における受援の対象範囲	2
5	計画の発動・解除	2
6	予想される人的支援・物的支援等	3
7	費用負担の基本	5

II 受援体制

1	災害対策本部の受援体制の概要	6
2	各部局等の受援体制	6

III 人的支援の受援

1	人的支援の手順	9
2	受援対象業務及び担任等（基準）	9
3	受援環境の整備等	11
4	応援者の管理等	12

IV 物的支援の受援

1	物的支援の受入手順等	15
2	「業務資源」の受援体制	16
3	「支援物資（被災者用）」の受援体制	16
4	物的支援の受援施設等	19
5	阿見町輸送スキーム	20

V 応援要請の実施

1	応援要請先と応援要請担任（基準）	23
2	災害協定の運用担任	23

VI 応援団体別の受援要領

1	地方公共団体	24
2	自衛隊	25
3	緊急消防援助隊	27
4	医療機関	28
5	応援協定締結団体（民間団体等）	28
6	ボランティア	28
7	ライフライン等関係機関	29
8	その他の団体等	30

VII 受援力向上のための取組み

1	本計画の検証・見直し	31
2	受援体制の向上	31
3	応援協定の実効性の向上等	32
4	受援に係る教育訓練等	32

I 総論

1 計画策定の趣旨

基礎的な地方公共団体である市町村の災害に係る責務は、災害対策基本法第5条に基づき、地域防災計画等を整備するとともに、平素における災害予防、災害発生時における災害応急対策、災害復旧等を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有している。

しかしながら、東日本大震災、熊本地震等の大規模災害時に被災した地方公共団体は、受援体制の未整備等により「応援」の円滑な受入れが困難であった等の教訓から、「受援の重要性」及び「受援体制の早急な整備の必要性」等を深く認識し、阿見町の実効性ある危機管理体制を確立させ、的確な災害対応に万全を期すため、「阿見町広域受援計画」を策定した。

【用語の定義（内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」抜粋）】

「受援」：災害時に他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO、ボランティア等の各種団体から人的資源、物的資源等の支援・提供を受け、効果的に活用すること。

「応援」：災害時に災害対策基本法、災害時相互応援協定等に基づき、又は自主的に人的・物的資源等を支援・提供すること。

2 計画の目的

本計画は、大規模災害の発生時において、国、他地方公共団体、民間企業及びボランティア等の応援を円滑に受入れ、「人的資源」及び「物的資源」を確保し、「阿見町業務継続計画」における「非常時優先業務」等の実施に最大限に活用するため、人的・物的支援の要請、受入れ等の必要な事項を定め、適切な災害対応を期すことを目的とした計画である。

主要な法的根拠等は、下記のとおり。

【主要な法的根拠等】

支援区分	要請先等	要請内容	根拠法例等
人的支援	茨城県知事	応援の要求 災害応急対策の実施	災害対策基本法 第68条
		自衛隊への災害派遣要請の要求	災害対策基本法 第68条の2
	他市町村長	応援の要求	災害対策基本法 第67条
	災害応援協定締結団体	協定等に定める事項	各種災害応援協定
物的支援	茨城県知事	物資又は資材の供給	災害対策基本法 第86条の16
	災害応援協定締結団体	物資の供給	各種災害応援協定

3 計画の位置付け

本計画は、「阿見町地域防災計画」の下位計画として位置付けるとともに、「阿見町業務継続計画」に定める非常時優先業務を遂行するにあたり、人的資源、物的資源を確保し、「阿見町地域防災計画」及び「阿見町業務継続計画」を補完し、「下支えする計画」として位置付ける。

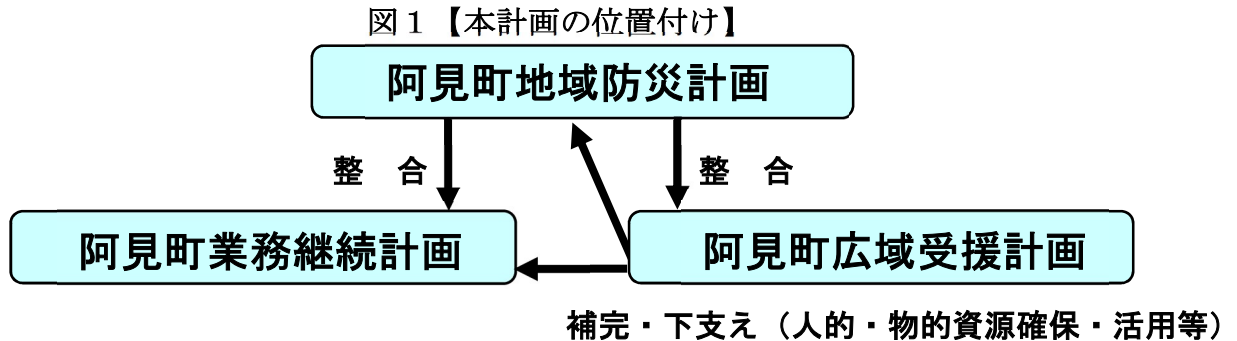
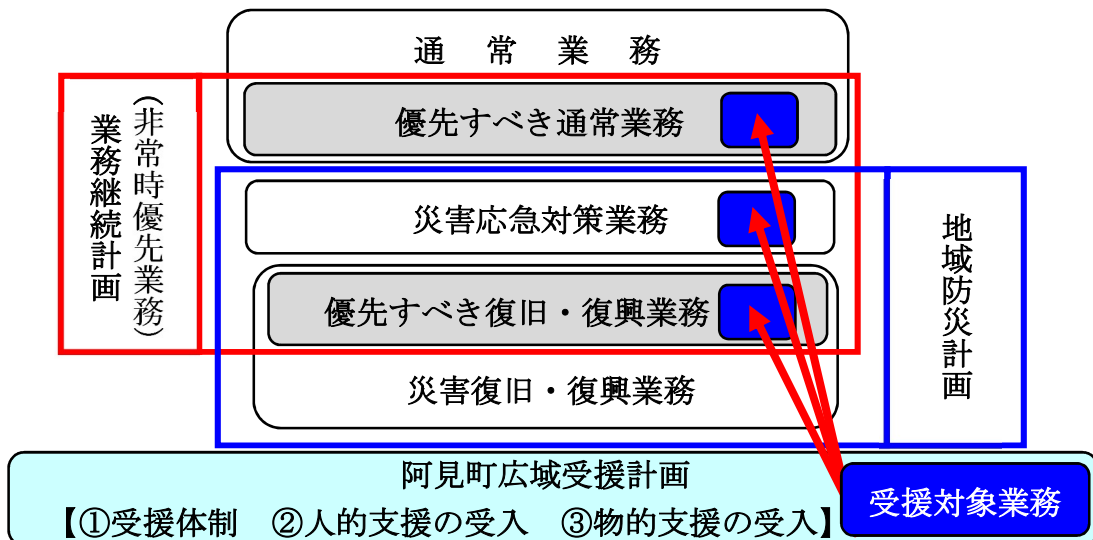


図2【「非常時優先業務」と「受援対象業務」との関係】



4 計画における受援の対象範囲

本計画は、大規模災害発生から「発災初期」、「応急対策期」及び「復旧期(初期)」における受援を主たる対象範囲とする。

本格的な復旧及び復興に係る具体的な受援等は、実際の被災状況等に応じて策定する「災害復旧事業計画」、「災害復興計画」等に基づき、別途計画する。

5 計画の発動・解除

(1) 発動基準

本計画の「発動」は、大規模災害の発生により「阿見町災害対策本部」が設置され、町域及び役場機能に甚大な被害が発生した場合において「阿見町業務継続計画」の発動と同時に発動する。

(2) 解除基準

本計画の「解除」は、阿見町役場の「すべての通常業務」が再開され「阿見町業務継続計画」の解除と同時に解除することを基準とする。
ただし、阿見町独力で実施可能となった業務は、適宜受援を終了するとともに、復興期等の中・長期にわたる受援は、この限りでない。

6 予想される人的支援・物的支援等

(1) 人的支援

大規模災害発生時に予想される主要な人的支援は、下表のとおり。

【国・指定行政機関・指定公共機関】

関係機関等		応援内容等
国 指定行政機関 指定公共機関	防衛省	「陸上・海上・航空自衛隊」による災害派遣
	消防庁	「緊急消防援助隊」の派遣
	警察庁	「警察災害派遣隊」の派遣
	総務省	「災害マネジメント総括支援員」の派遣 「移動電源車」の派遣 「災害対策用移動通信機器」の貸出し 「避難所の無料公衆無線LAN」の構成等
	国土交通省	「緊急災害対策派遣隊」(TEC-FORCE)の派遣 「応急危険度判定士」の派遣 「下水道」の復旧支援等
	厚生労働省	「災害派遣医療チーム」(DMAT)の派遣 「災害派遣精神医療チーム」(DPAT)の派遣 「保健師」の派遣等
	経済産業省	「災害時石油供給連携計画」に基づく「緊急時燃料供給」等
	農林水産省	「MAFF-SAT」(農林水産省・サポート・アドバイザーチーム)等
	環境省	「災害廃棄物処理支援ネットワーク」(D. Waste-Net)の派遣
	文部科学省	「学校の再開支援」、「文化財調査官」の派遣 「応急危険度判定士」の派遣等

【県・協定締結団体・ボランティア等】

関係機関等	応援内容等
茨城県 県内市町村	「茨城県全市町村相互応援に関する協定」に基づく応援
	「茨城県町村会相互応援に関する協定」に基づく応援
	「稲敷地方広域市町村圏市町村相互応援協定」に基づく応援
	「いばらき災害対応支援チーム」の派遣
協定締結地方公共団体 (県外)	御殿場市、酒々井町等の県外の地方公共団体との「相互応援協定」に基づく応援

協定締結民間企業	阿見町と応援協定を締結している民間企業等からの応援
自衛隊隊友会 義援企業 ボランティア等	「隊友会稲竜支部との協定」に基づく応援 国民・企業等の自主的な応援（義援）
海外からの支援	国を通じた海外からの支援

(2) 物的支援等

ア 大規模災害発生時に予想される主要な物的支援等は、下表のとおり。

受 援 項 目	応 援 の 概 要
物資供給等	業務資源・支援物資 (国、県、他市町村等から供給・提供される物資等)
	調達物資（協定締結企業等から調達する物資）
	義援物資（法人等から任意で提供される物資） ・民間企業等が直接阿見町に無償で提供する物資 ・個人が無償で提供する物資
輸 送	物資集積拠点、各避難所、医療救護所等への輸送

イ 物的支援における資源・物資等の区分

物的支援における資源・物資等を「業務資源」及び「支援物資（被災者用）」に区分する。

(ア) 業務資源

「業務資源」は、災害発生時において業務を遂行するために必要な資源であり、下記の2つの観点で「全庁共通の業務資源」、「受援対象業務毎の業務資源」に区分する。

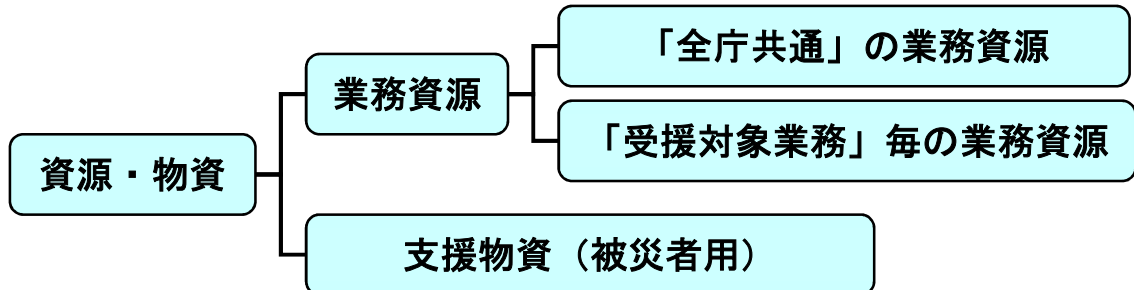
区 分	概 要
全庁共通の業務資源	役場の機能を確保するための非常用電力、燃料、通信手段、物資輸送力、業務のための車両等、役場の全庁共通的な業務遂行に必要な資源をいう。
受援対象業務毎の業務資源	避難所運営、医療対策、物資集積拠点運営、住家被害認定調査等の「受援対象業務」毎に必要な資機材等の資源をいう。

(イ) 支援物資（被災者用）

「支援物資（被災者用）」は、被災者に対する物資であり、概要は下記のとおり。

区 分	概 要
支援物資（被災者用）	避難所、在宅避難、帰宅困難者等の被災者向けの食料、飲料水、生活必需品、仮設トイレ、避難所生活環境向上のための飲食物、物品等をいう。

図3【物資支援における資源・物資等の区分】



7 費用負担の基本

費用負担の基本は、「協定等に基づく応援の場合」、「協定等に基づかない自主的な応援の場合」及び「災害救助法が適用される場合」により異なり、その概要は下記のとおり。

区 分	費用負担の基本
協定等に基づく応援の場合	応援者の旅費、応援物資の購入費、燃料費、輸送費等は、それぞれの協定等に基づくものとする。
協定等に基づかない応援の場合 ※ 協定を締結していない団体等に応援を要請した場合等	応援に要する費用は、阿見町が負担することを基本とするが、状況により柔軟に措置する。
協定等に基づかない自主的な応援を受援する場合	応援に要する費用は、それぞれの応援側の地方公共団体等の負担を依頼することを基本とするも、状況により柔軟に措置する。
災害救助法が適用される場合	対象経費は当面は阿見町が負担するも、追って茨城県から支弁される。対象となる経費の細部は、状況により変動する。

II 受援体制

1 災害対策本部の受援体制の概要

阿見町災害対策本部の受援体制は、本部会議における受援の方針決定、任務付与等に基づき、本部事務局運用部（本部班）、総務部（総務・受援班）及び応援を受ける各部（班）が緊密に相互連携し、全庁横断した体制による受援に努める。

災害対策本部の各部署の主たる役割は、下記のとおり。

区 分		主たる役割
災害対策本部	本部班 (本部事務局 運用部)	全庁の受援に係る統括・全体調整、国・県・県内外の市町村に対する応援要請等の全庁の受援に関する事項を実施する。
	総務・受援班 (本部事務局 総務部)	人的支援・物的支援（全庁共通の業務資源）の受援の実施について、庁内外との総合調整等を実施する。
	応援を受ける各部(班)	各部に受援担当窓口を設置し、各部の応援要望の取り纏め・要望、人的・物的支援の受入れ、管理、運用等を実施する。 また各部が運用を担当する「災害協定」に基づき、協定締結団体等への応援要請、受入れ、管理等の受援業務を実施する。
別添資料第1「阿見町災害対策本部の組織構成」		

2 各部署等の受援体制

(1) 本部事務局【運用部 本部班】

「本部事務局」が受援に係る全般の統括等を実施するとともに、県知事に対する「自衛隊災害派遣」要請の要求、「いばらき災害対応支援チーム」等の県に対する応援要請、「県内外の市町村」に対する応援要請等、全庁に係る受援業務を実施する。本部事務局の主たる役割は、下表のとおり。

【受援業務に係る「本部事務局」の主たる役割（基準）】

担 当		主たる役割
局長 副局長	① 本部事務局長 兼 運用部長 (町民生活部長) ② 副本部事務局長 兼 総務部長 (総務部長)	① 本部会議の開催 ② 本部事務局の指揮 ③ 受援全般に係る事項の統括・統制 ④ 自衛隊災害派遣要請の要求 ⑤ いばらき災害対応支援チーム等の県への各種の応援要請 ⑥ 災害協定を締結している県内外の市町村に対する応援・撤収要請等
副部長	① 副運用部長 (町長公室長) ② 副総務部長 (総務課長)	① 局長、副局長の指揮代行・補佐 ② 受援に係る事項の統括
各班長	防災危機管理課長 総務課長	① 局長、副局長、部長、副部長の補佐 ② 受援に係る事項の統括 ③ 応援要請等の補佐 等

班 員	本部班、総務・受援班の職員	① 受援全般現況の把握、応援要請手続き等 ② 各種会議の開催準備、開催補佐等 ③ その他、命ぜられた事項 等
-----	---------------	--

(2) 総務・受援班

総務部「総務・受援班」の受援に係る業務は、災害対策本部の受援方針等に基づき、人的支援・物的支援（全庁共通の業務資源）に係る総合調整等を実施する。この際、災害協定の運用担任が定められている受援は、協定を運用する部と調整しつつ、応援を受ける各部が応援要請、受入れ等を実施する。

受援業務に係る「総務・受援班」の構成及び主たる役割は、下表とおり。

【受援業務に係る「総務・受援班」の構成及び主たる役割（基準）】

構 成	担 当	主たる役割
班 長	総務課長	① 総務・受援班の統括・指揮 ② 人的支援に係る事項の統括
副 班 長	管財課長	① 総務・受援班長の指揮代行 ② 総務・受援班長の補佐 ③ 業務資源に係る事項の統括
人員調整担当	総務課の職員	人的支援・物的支援（業務資源）の受援に関する事項 ① 庁内の総合調整 ・ 受援に係る全般把握、取り纏め ・ 受援に係る全般管理
業務資源担当 (全庁共通資源)	管財課の職員	② 庁外（県、協定締結市町村等）との受入調整の総合窓口業務等（自衛隊災害派遣要請の要求、他県市町村への応援要請を除く。） ③ 受援に係る調整会議の開催 等

(3) 各部の受援担当窓口の設置【各 部】

各部毎に受援担当者を指名して「受援担当窓口」を設置し、各部内の業務に関する人的・物的支援ニーズを把握するとともに、「総務・受援班」と連携し応援の受入れ、環境整備、応援者の運用・業務管理等を実施する。細部は、各部ごとに定めるとともに、実際の状況により柔軟に措置する。

各部の「受援担当窓口（受援担当者）」の主たる役割は、下表のとおり。

【各部の「受援担当窓口」の主たる役割（基準）】

構 成	担 当	主たる役割
各 部 受援担当窓口	各 部 受援担当者	① 各種「調整会議」等への参加 ② 人的・物的支援ニーズの把握と要望 ③ 総務・受援班、連携する各部（班）との連絡調整 ④ 応援者等の受入れ、環境整備、戦力化、運用・管理等 ⑤ 物的支援の受入れ・管理等 ⑥ 「応援者」の交代・撤収の調整等

(4) 各部による応援要請等

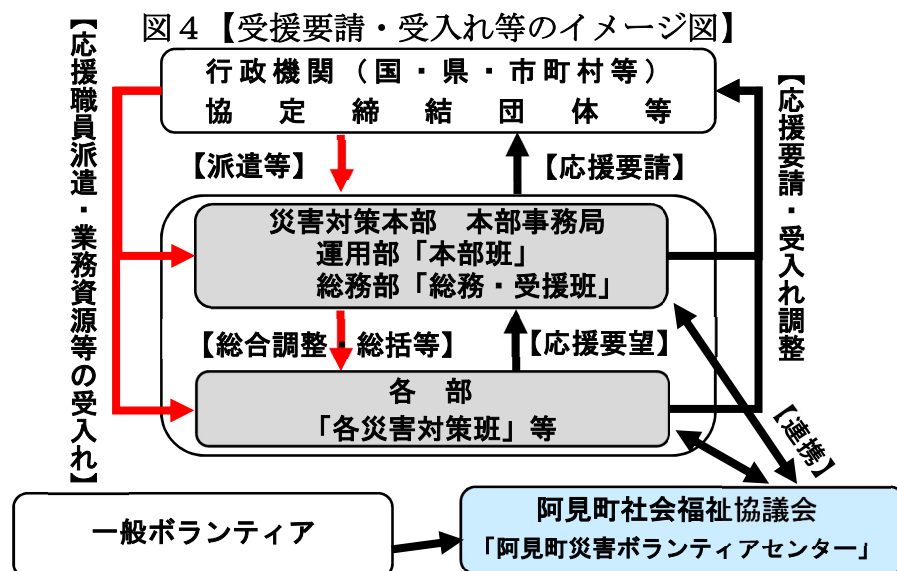
ア 医療対策、応急危険度判定、災害廃棄物処理等の専門分野業務において、所掌する各部が直接応援要請することが有利な場合は、各部が直接応援要請し、受入等を実施する。

イ 物資の確保、物資輸送等の協定締結団体等への応援要請は、各部が運用を担当する「災害協定」に基づき、各部が直接要請し、受入れることを基本とする。

ウ 上記の各部による応援要請等を実施する場合は、本部事務局の「本部班」及び「総務・受援班」と緊密な連携に留意する。

各部が実施する「応援要請」の概要は、下表のとおり。

区 分	担 当	各部が実施する応援要請
各 部	各部の応援を受ける 各災害対策班	① 専門分野の受援において、所掌する各部が直接応援要請することが有利な場合の応援要請 ② 運用を担当する「災害協定」に基づく応援要請

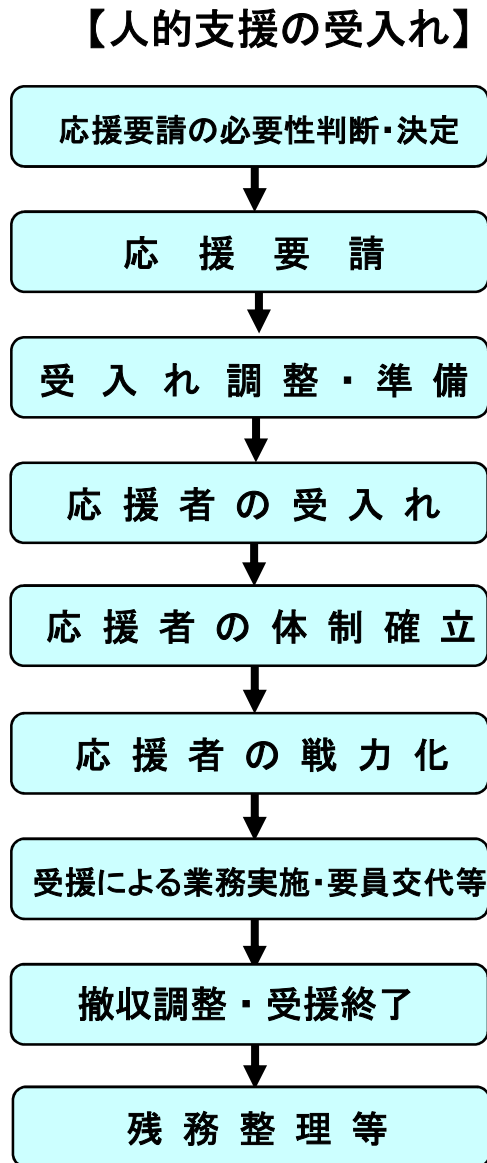


Ⅲ 人的支援の受援

1 人的支援の受援手順

人的支援の受援における基本的な手順は、下図のとおり。

図5 【人的支援の受援における基本的手順】



2 受援対象業務及び担任等（基準）

受援対象業務は、過去の災害における実績教訓等に基づき「災害対策業務」、または「非常時優先業務」の中、特に人的支援が必要な業務について下記のとおり精選した。

この際、町域の被災状況、被災者等のニーズの現況を的確に把握するとともに、当面及び将来を予測し、「発災初期から応急対策期に優先すべき受援対象業務」の迅速かつ適時性ある応援要請を重視する。

(1) 発災初期から応急対策期に優先すべき受援対象業務

発災初期から応急対策期における優先すべき受援対象業務、担任部署等は、下記のとおり。

【「茨城県受援マニュアル」を準用し、17業務を精選】

発災初期から応急対策期に優先すべき受援対象業務		
受援対象業務	担任	関係団体等
① 避難所の運営	避難支援部 (避難班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ ボランティア等
② 健康・保健等活動	民生支援部 (医療対策班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結医師会等 ④ 協定締結企業
③ 要配慮者への支援対策	民生支援部 (福祉班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結福祉関連団体 ④ 社会福祉協議会
④ ご遺体安置所の運営	民生支援部 (町民班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結企業
⑤ 応急給水	物資建設部 (水道班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結企業 ④ 陸上自衛隊
⑥ 物資集積拠点の運営	物資建設部 (物資対策班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結団体 JA水郷つくば、県立医療大学、茨城大学農学部 ④ ボランティア等
⑦ 物資の需要調整・調達	物資建設部 (物資対策班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結企業 ④ 陸上自衛隊
⑧ 輸送手段の確保・運用	総務部 (総務・受援班)	① 茨城県トラック協会 ② 茨城県庁 ③ 協定締結市町村 ④ 陸上自衛隊
⑨ 被災建築物応急危険度判定	物資建設部 (建築班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村
⑩ 被災宅地応急危険度判定		
⑪ 住家被害認定調査	総務部 (調査班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 茨城県行政書士会
⑫ り災証明書交付事務		
⑬ 避難所等の生活衛生対策	民生支援部 (医療対策班) (防犯・環境班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結企業
⑭ 防疫対策	民生支援部 (防犯・環境班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結企業
⑮ 災害廃棄物等処理	民生支援部 (廃棄班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結企業
⑯ 一般廃棄物等処理		
⑰ ボランティアとの連携・協働	民生支援部 (福祉班)	社会福祉協議会等

(2) 復旧・復興期における受援対象業務

応急対策期から復旧・復興期における受援対象業務、担任部署は、下記のとおり。

【「茨城県受援マニュアル」を準用し、5業務を精選】

復旧・復興期における受援対象業務		
受援対象業務	担任	関係団体等
① 公共インフラ被害の応急措置等	物資建設部	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結企業
② 応急仮設住宅業務	物資建設部 (建築班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 協定締結企業
③ 災害公営住宅等業務		
④ 生活再建支援の窓口業務	総務部 (情報班) (調査班) 民生支援部 (町民班) (福祉班)	① 茨城県庁 ② 協定締結市町村 ③ 茨城県行政書士会
⑤ 生活再建支援の相談業務	(物資対策班) 物資建設部 (建築班)	

3 受援環境の整備等

(1) 応援者の執務施設、活動拠点の確保

ア 執務施設

(ア) 応援者の「執務施設」は、応援を受ける各班の執務スペース等を活用することを基本とする。

(イ) 各班の執務スペースが確保できない場合

応援者の執務スペースが確保できない場合、努めて庁舎内での執務を追及し、庁舎4階「全員協議会室」、「第1委員会室」、「第2委員会室」、「第3委員会室」等を活用するとともに、不足する場合は、実際の避難状況、被災状況等により使用可能な町内施設を活用する等により、柔軟に措置する。

イ 活動拠点

応援者の現地調査等の「活動拠点」が必要な場合においても、上記と同様とする。

【応援者の執務施設・活動拠点として予定する施設】

区分	予定する施設	
執務施設	庁舎内	応援を受ける各班の執務スペース (基本)
		全員協議会室 第1・第2・第3委員会室等
活動拠点	町内施設	小・中学校、公民館、図書館、うずら出張所等、実際の避難状況、被災状況等により、柔軟に措置する。

(2) 応援者の宿泊施設・移動手段・食料等の確保

応援者の宿泊、移動手段、食料等は、応援団体等自ら確保、準備することを基本とするが、町内には民間宿泊施設が少なく、近傍市町村も被災する可能性があることから、町内施設の宿泊場所としての活用、公用車の活用、レンタカーの確保等に留意する。

ア 応援者の携行品等の調整

応援者等には調整段階において「自己完結」を基本として、下記の携行品（一例）について携行するよう調整する。

主要な携行品（一例）
飲食料、寝具（寝袋、キャンプマット、組立ベッド等）、簡易トイレ、日用品、車両（当座燃料含む。）、パソコン、スマホ、通信機器、地図等

イ 宿泊施設（執務施設との兼用等）

実際の避難状況、被災状況等により使用可能な廃校等の町内施設を最大限活用に努めるとともに、庁舎4階の全員協議会室等の施設を活用する等、実際の状況により柔軟に準備する。

【応援者の宿泊施設として予定する施設】

区 分	予 定 す る 施 設
宿泊施設	庁舎内 全員協議会室 第1・第2・第3委員会室等
	町内施設 小・中学校、公民館、図書館、うずら出張所等、実際の避難状況、被災状況等により、柔軟に措置する。

ウ 移動手段

町の公用車に余力がある場合、公用車の活用に努めるとともに、レンタカーを確保する等、実際の状況により柔軟に措置する。

エ 食料・飲料水等

応援者の食事・飲料水等は、応援団体自ら確保することを基本とする。ただし、業者の被災等により確保が困難な場合は、災害対策本部で確保し応援者に提供する。

4 応援者の管理等

(1) 応援者の受入れ

応援者の受入れ先は庁舎3階（災害対策本部）とし、被害状況により必要な場合は、「情報提供所」を開設し町内の被害状況等の情報を提供するとともに、必要に応じ要所に誘導班を配置し応援者を誘導する。また簡易な「受付」を設置し、応援者の確実な受入れを期す。

項 目	実 施 要 領	
受入れ先	阿見町役場（3階） 災害対策本部	
情報提供所の設置	配置場所	① 「牛久・阿見IC」「阿見東IC」「桜土浦IC」（必要により配置） ② その他、応援団体等からの要望等により随所に設置・配置する。
誘導班の配置	役 割	① 経路情報等（通行可能経路）の提供 ② 「阿見町役場」までの誘導（必要な場合）
受 付	場 所	阿見町役場（3階） 災害対策本部
	担 任	① 総務部「総務・受援班」 ② 応援を受ける班等

(2) 応援者の体制確立

ア 生活・勤務環境の確立

応援者の受入れ後、応援者の宿泊、入浴、洗濯、駐車場、執務場所等の生活・勤務体制の確立に留意する。

イ 業務に必要な物品等の貸与・提供

各応援者の業務内容に応じ、業務の実施に必要な「軍手」、「マスク」、「工具」等、実際の状況により準備できる物品等を貸与・提供する。

(3) 応援者の戦力化等

ア 被災後の状況、業務内容等の説明

応援を受ける班等は、到着した応援者に対し、阿見町の被災状況、阿見町の体制、応援者が実施する業務内容、業務実施のための業務資源等について丁寧に説明する等、応援者の早期戦力化に留意する。

イ 応援者との情報共有等

応援を受ける班等は、日々、朝礼やミーティング等を実施して、応援者との情報共有、意思疎通等を図り、応援者が勤務しやすい環境を醸成する。

(4) 応援者の業務管理

ア 応援者の業務状況の把握

応援を受ける班等は、応援者による業務の実施状況等を適確に把握し、業務負担、業務の阻害要因等の探求に努めるとともに、是正すべき事項等がある場合は早期の是正、阻害要因の排除等の措置を講ずる。

イ 応援者の業務内容等の変更等

受援対象業務の進展、復旧・復興への移行等により、応援者の業務内容等の変更の必要性が生じた場合、応援者が業務の変更等を要望した場合等は、実際の状況により柔軟に対応する。

(5) 応援者の健康管理・安全管理

応援を受ける班は、常に応援者の健康管理に留意するとともに、万全な安全管理体制を確立し、各種事故等発生の未然防止を図る。

(6) 応援者の交代・業務引継ぎ等

「総務・受援班」及び「応援を受ける班等」は、応援者の交代等の際し、先行的に応援団体、応援者と調整し、円滑な業務の引継ぎ・交代・交代後の業務継続等ができるよう留意する。

(7) 受援の終了（撤収・復帰）

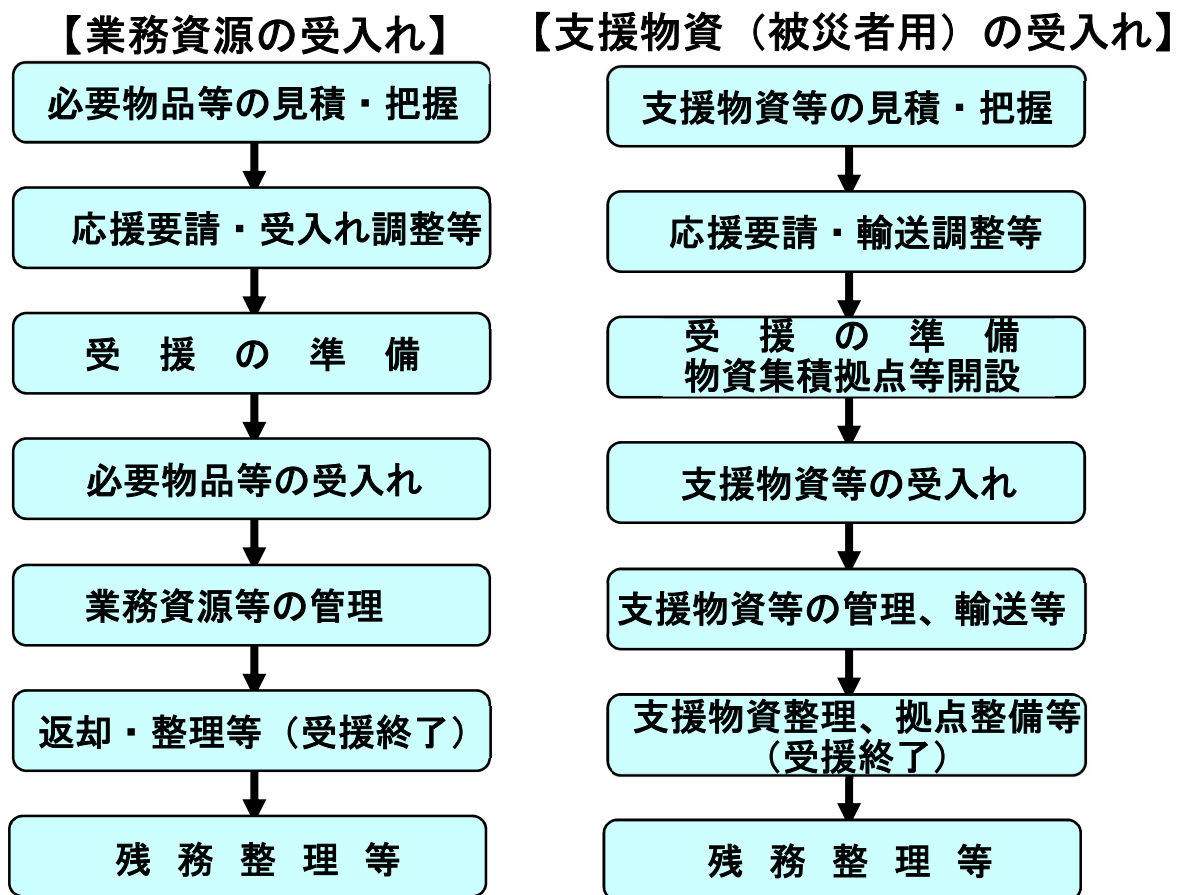
「総務・受援班」及び「応援を受けた班等」は、受援対象業務の終了、必要人員の復帰、充足等により受援が不要となる見込みとなった場合は、応援団体、応援者等と調整し、受援終了を判断・決定し、円滑な応援者等の撤収・復帰を図る。

IV 物的支援の受援

1 物的支援の受援手順等

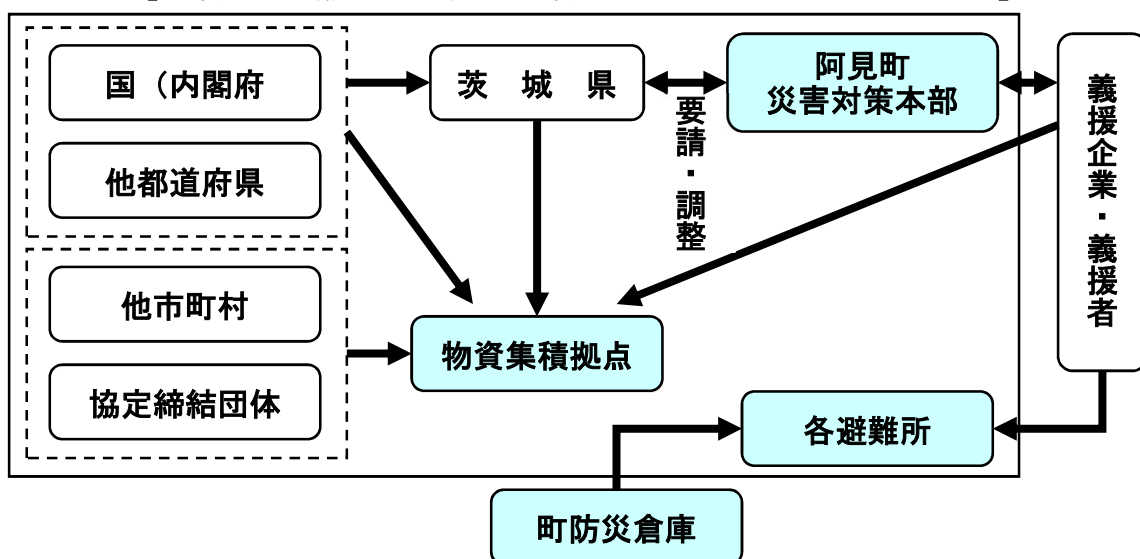
「業務資源」及び「支援物資（被災者用）」の要請等における基本的な手順は、下図のとおり。

図6 【物的支援の受援における基本的手順】



物的支援の受援の流れの概要（イメージ）は、下図のとおり。

図7 【支援物資（被災者用）の受援要請・受入れ等のイメージ図】



2 「業務資源」の受援体制

(1) 「全庁共通」の業務資源【総務・受援班】

非常用電力、燃料、通信手段、車両等の「全庁共通」の業務資源は、総務部の「総務・受援班」をもって各部の要望等を集約するとともに、「総務・受援班」が県、協定締結団体等に要請等を実施して確保する。

(2) 「受援対象業務」毎の業務資源【各 部】

避難所運営、医療対策、物資集積拠点運営、ご遺体安置所運営、住家被害認定調査等の「受援対象業務」毎に必要な資機材等の業務資源は、各部等毎に県、協定締結団体等に要請等を実施して確保する。

【「業務資源」受援の担任】

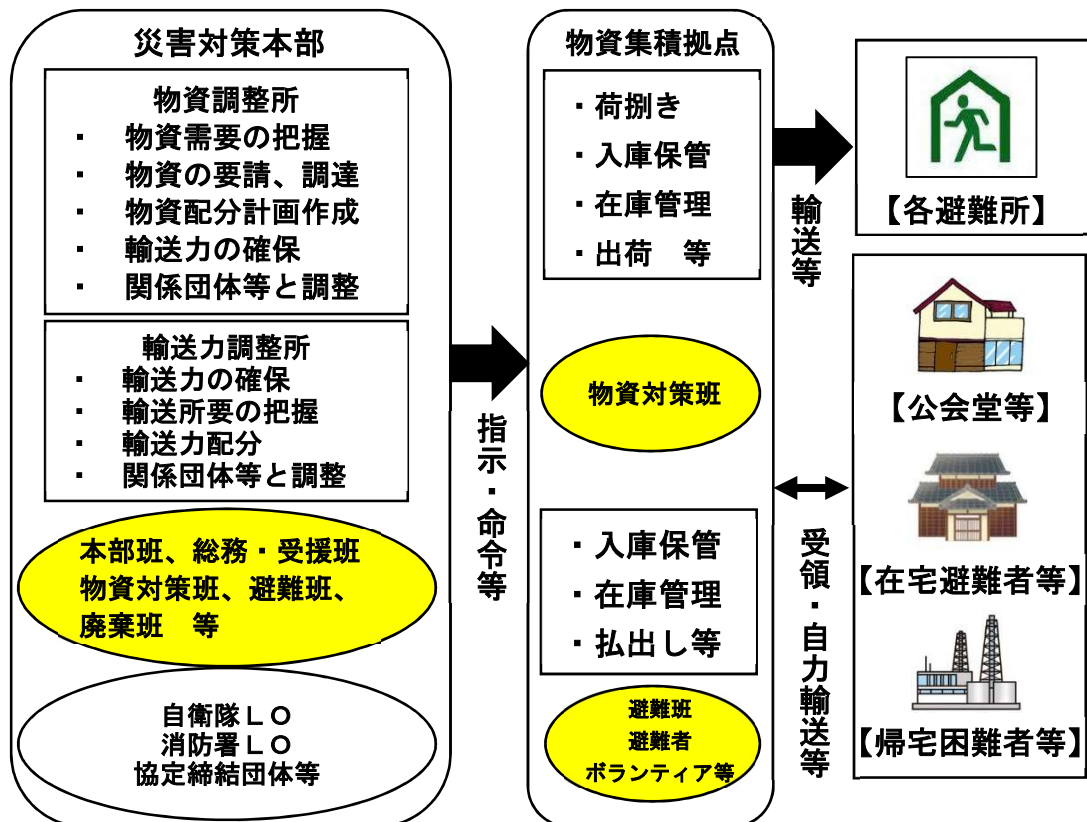
区 分	担 任
「全庁共通」の業務資源	総務・受援班
「受援対象業務」毎の業務資源	受援対象業務を所掌する各部 (班)

3 「支援物資（被災者用）」の受援体制

支援物資（被災者用）の受援体制として、「調整機能」、「実動機能」、「誘導機能」等を具備した受援体制を確立する。

「支援物資（被災者用）」の基本的な受援体制は、下図のとおり。

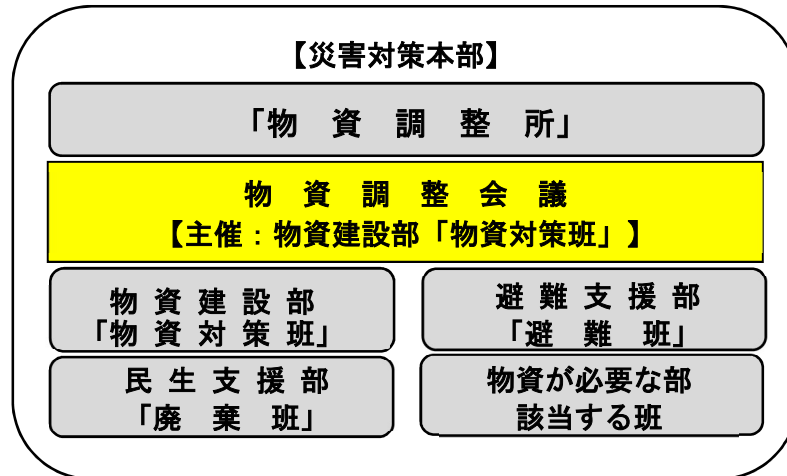
図8 【「支援物資（被災者用）」の基本的受援体制のイメージ図】



(1) 物資調整所【物資建設部 物資対策班等】

災害対策本部内に「物資対策班」、「避難班」、「廃棄班」等の被災者用の物資を取り扱う班を主体とした「物資調整所」を設置し、「物資調整会議」の開催により物資の需要、協定締結団体等との調整、輸送等に関する認識統一、総合調整等を行う。この際、「物資調整会議」の開催は当該支援物資の確保に携わる「物資建設部 物資対策班」等が開催するとともに、物資輸送に関し「輸送力調整所」との緊密な連携に努める。

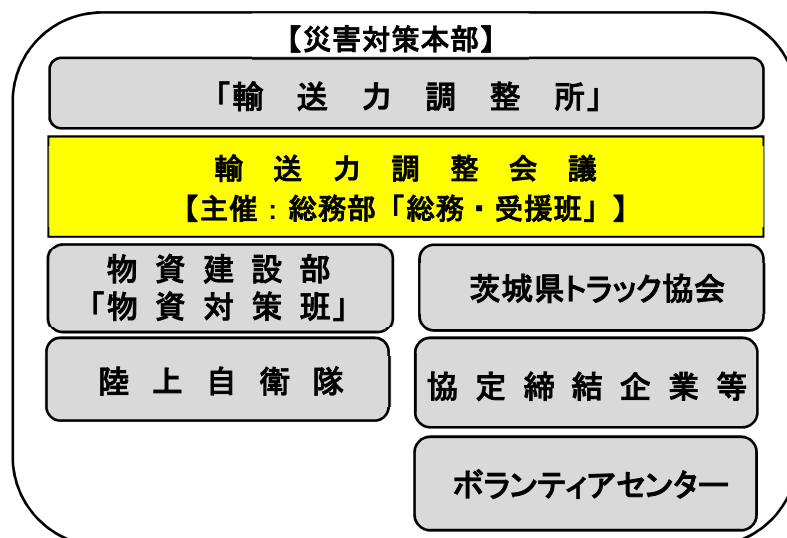
図9【「物資調整所」・「物資調整会議」のイメージ図（一例）】



(2) 輸送力調整所【総務部 総務・受援班等】

災害対策本部内に「輸送力調整所」を設置し、「輸送力調整会議」の開催により、茨城県トラック協会、陸上自衛隊、協定締結団体、自主防災組織、ボランティア等のあらゆる輸送力を活用した陸路・空路・水路による総合的な輸送について物資輸送に係る各部（班）、各応援団体等が一堂に会し、詳細な輸送について調整等を実施する。

図10【「輸送力調整所」・「輸送力調整会議」のイメージ図（一例）】



(3) 物資建設部 物資対策班

支援物資等の被災者に対する「物的支援」は、物資建設部の「物資対策班」をもって国、県、協定締結団体、義援者等から食品、生活必需品等を確保するとともに、「物資集積拠点」を開設・運営し、支援物資等の確保、受入れ、配分等を一元的に実施する。

【「物資対策班」の構成及び主たる役割（基準）】

構 成	担 当	主たる役割
班 長	農業振興課長	物資対策班の指揮
副 班 長	商工観光課長 農業委員会事務局長	① 物資対策班長の指揮代行 ② 物資対策班長の補佐
班 員	商工観光課の職員 農業振興課の職員 農業委員会事務局の職員	① 物資需要の把握・見積、輸送調整等の実施 ② 県、協定締結等に対する救援物資等の要請、輸送要領等の諸調整、物資受入等 ③ 義援者等からの救援物資等の受入れ調整等 ④ 「物資集積拠点」の開設及び運営

(4) 民生支援部 廃棄班

被災者用の「仮設トイレ等」は、「廃棄班」をもって確保する。

この際、「物資調整所」及び「輸送力調整所」において、「協定締結団体」、「避難班」等と緊密に連携し、仮設トイレの需要、設置場所、汲取り、輸送、衛生等について詳細に調整する。

【「廃棄班」の構成及び主たる役割（基準）】

構 成	担 当	主たる役割
班 長	廃棄物対策課長	廃棄班の指揮
副 班 長	次 級 者	① 廃棄班長の指揮代行 ② 廃棄班長の補佐
班 員	廃棄物対策課の職員	① 仮設トイレ等の需要、設置場所等の把握 ② 協定締結団体との調整、仮設トイレ、汲取り等の確保 ③ 輸送力調整等

(5) 誘導班（臨機に編成）

「支援物資（被災者用）」の受援に際し、誘導が必要な場合は臨機に「誘導班」を編成し、円滑な受入れに努める。「誘導班」の編成、誘導員の配置等は実際の状況により柔軟に対応する。

4 物的支援の受援施設等

(1) 物資集積拠点【物資建設部 物資対策班】

骨幹となる「物資集積拠点」を3箇所予定し、物資等の第1次的な集積拠点とする。骨幹となる「物資集積拠点」の集積許容量を超える場合、各避難所等の町内施設の余積、廃校等の利用できる町内施設を最大限活用し、物的支援を受入れる。「物資集積拠点」等は、下表のとおり。

区 分	開 設 予 定 施 設
物資集積拠点	J A水郷つくば 阿見営農経済センター
	茨城県立医療大学 体育館
	茨城大学農学部 体育館
予備物資拠点	各避難所等の町内施設の余積、廃校等、協定締結施設等、実際の施設使用状況等により柔軟に措置する。

(2) 緊急輸送道路・災害時重要路線

物資集積拠点、各避難所等の端末地に至る「緊急輸送道路」、「災害時重要路線」を指定するとともに、町内のあらゆる道路網を使用し輸送路を確保する。

ア 緊急輸送道路【県指定】

茨城県が指定する「緊急輸送道路」は、下表のとおり。

緊急輸送道路	道 路 名
第1次緊急輸送道路	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）
	国道6号線
	国道125号線
	県道竜ヶ崎・阿見線バイパス
第2次緊急輸送道路	県道荒川沖・阿見線
	主要地方道 土浦・龍ヶ崎線
第3次緊急輸送道路	主要地方道 竜ヶ崎・阿見線

イ 災害時重要路線【町指定】

「緊急輸送道路」から物資集積拠点、各避難所等に至る輸送路として主として町道を「災害時重要路線」に指定し輸送路を確保する。この際、道路が被災した場合は迅速に経路変更等をするとともに、最優先に応急補修等を実施し輸送路を確保する。

町が指定する「災害時重要路線」は、下表のとおり。

災害時重要路線	道 路 名			
第1次 災害時重要路線	「西部中央通り線」「南大通り線」 「荒川沖・寺子線」 (以下、計画中) 「公園通り線」「中郷・寺子線」 「寺子・飯倉線」			
	町道	0102号線	0103号線	0104号線
		0107号線	0111号線	0112号線
		0114号線	0206号線	
		1141号線	1147号線	1185号線
1221号線		1482号線	1564号線	
	2202号線	2212号線		
	3011号線	3106号線	3387号線	
	3558号線			
	4169号線、4476号線、4477号線			
第2次 災害時重要路線	町道0110号線 町道2455号線 町道0104号線 (以下、計画中) 「センター通り線」 「廻戸・若栗線」			
災害時重要路線 (県道)	「主要地方道 土浦・稲敷線」 「主要地方道 竜ヶ崎・阿見線」			

ウ 末端道路網等

支援物資（被災者用）の輸送端末地である「各避難所」以降の輸送については、小道、農道、迂回可能地域の横断等のあらゆる末端道路網を使用し、在宅避難者、自主防災組織等が自ら支援物資を受領・輸送する。

5 阿見町輸送スキーム

需要に応じた支援物資等を的確に確保し、避難所避難者、在宅避難者、帰宅困難者等に物資が確実に行き渡る受援体制を保持するため、災害対策本部内の「物資調整所」、「輸送力調整所」等の機能を最大限に活用し、陸路を主体とした輸送に努める。

(1) 輸送区分等

「阿見町輸送スキーム」における輸送区分等は、下表のとおり。

輸送区分	輸送名称	輸送手段
陸路輸送	陸送、鉄道輸送	① トラック、普通自動車、バイク ② 貨物列車、旅客列車 (東日本旅客鉄道(JR)) ③ 自転車、徒歩、リヤカー等

(2) 輸送構想(基準)

ア 第1次輸送【「物資集積拠点」への輸送】

陸路を経由した「第1次輸送」は、下表のとおり。

輸送区分	輸送経路の概要	輸送応援依頼先
陸路輸送	① 陸送 ●発地～陸路～物資集積拠点 ●協定締結団体等による直納 発地～陸路～各避難所 ② 鉄道輸送 発地～荒川沖駅～町内陸路 ～物資集積拠点 (JA水郷つくば) (県立医療大学) (茨城大学農学部)	① 茨城県トラック協会 土浦支部 ② 協定締結業者等 ③ 陸上自衛隊 ④ 東日本旅客鉄道(JR)

イ 第2次輸送(端末地輸送)【「各避難所」等への輸送】

避難所等への「第2次輸送」は、下表のとおり。

輸送区分	輸送経路の概要	輸送応援依頼先
陸路輸送	物資集積拠点から避難所への輸送 物資集積拠点～町内陸路～避難所	① 茨城県トラック協会 土浦支部 ② 協定締結業者等 ③ 陸上自衛隊 武器学校、茨城隊区所 在部隊、東部方面隊隷 下部隊等 ④ ボランティア、自衛隊 隊友会稲竜支部等 ⑤ 自主防災組織

ウ 第3次輸送（末端輸送）【在宅避難者、公会堂等への末端輸送】

在宅避難者、公会堂等への末端輸送の「第3次輸送」は、下表のとおり。

輸送区分	輸送経路の概要	輸送実施者等
陸路輸送	物資集積拠点～町内陸路～各避難所・在宅避難者・公会堂等	① 自主防災組織 (自力受領：輸送) ② 在宅避難者 (独力受領・輸送) ③ ボランティア等

エ 輸送に使用する輸送路等

輸送路等は下記を基準とするも、実際の被害状況等により適宜変更する。

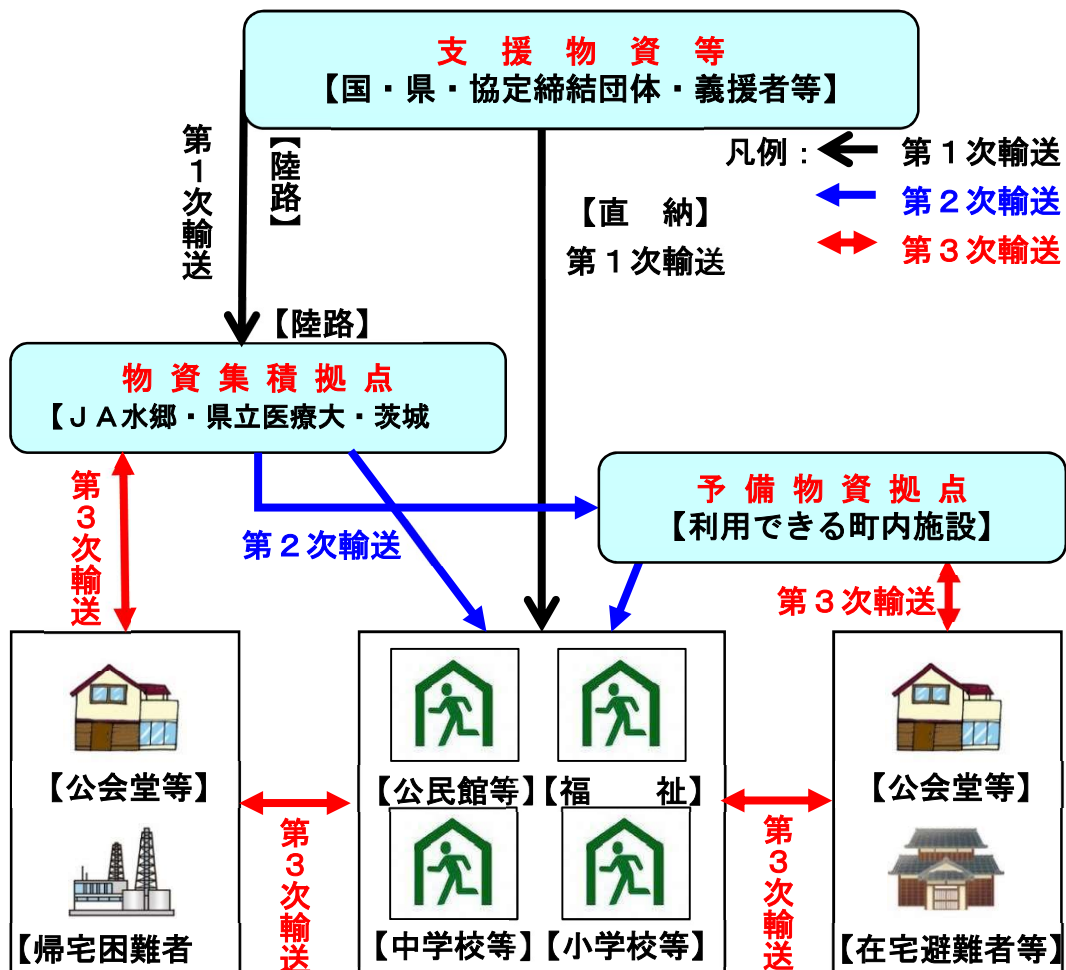
次 区 分	
第1次輸送	緊急輸送道路（県指定）
第2次輸送	災害時重要路線（町指定）
第3次輸送	小道、農道等の町内のあらゆる末端道路網

オ 経路要図

別添資料第2「阿見町輸送スキーム経路要図」

「阿見町輸送スキーム」のイメージは、下図のとおり。

図1-1【阿見町輸送スキーム図】



V 応援要請の実施

1 応援要請先と応援要請担任（基準）

「応援要請先と応援要請担任」の概ねの基準は下表のとおり。

応 援 要 請 先		応 援 要 請 の 担 任
県	知事への自衛隊災害派遣要請の要求	運用部（本部班）
	いばらき災害対応支援チーム	
	医療、土木・建設、水道、保健福祉、ガレキ処理等の各種専門分野	各部 （関係する災害対策班）
協定締結団体	他県・県内市町村	運用部（本部班）
	自衛隊隊友会稲竜支部	
	民間企業・医師会等	各部 （関係する災害対策班）
その他	一般ボランティア等	社会福祉協議会等

2 災害協定の運用担任

「各種災害協定」の運用担任（応援要請等）は、別添資料第3「災害協定の運用担任」による。

VI 応援団体別の受援要領

1 地方公共団体

(1) 県

ア 要請要領（概要）

(ア) 県から応援の斡旋等がある場合

県からの連絡・調整等に従い必要な応援を要請する。

(イ) 阿見町が県に対し自主積極的に応援を要請する場合

下記の項目について、当初、電話、茨城県防災情報ネットワークシステム等により要請。災害対応等の進展に伴い、後日「文書」により処置する。

この際、併せて「自衛隊災害派遣要請の要求」、「災害救助法の適用申請」等を同時期に早期かつ迅速に実施することが望ましい。

イ 応援要請

項 目	細 部 事 項
いばらき災害対応支援チーム等 (全庁共通事項)	茨城県庁 防災・危機管理課
専門分野の応援要請	各部の関係する県庁内の部署に対し応援を要請
応援要請項目 (記載事項)	1 災害の状況
	2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
	3 応援を必要とする業務内容（応援措置内容）
	4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
	5 応援を希望する人員又は物資、資材、機械器具等の品名及び数量
	6 その他必要な事項

(2) 県内の市町村との相互応援協定等に基づく受援

「災害時等の相互応援に関する協定」（県内全市町村・県内町村と締結）及び「稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定」（稲敷広域消防本部管内7市町村）に基づき、応援を要請する。

(3) 県外の市町村との相互応援協定に基づく受援

千葉県酒々井町、静岡県御殿場市等との「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

(4) 他都道府県・県外市町村

全国の都道府県、市町村等の「相互応援協定」等を締結していない地方公共団体から応援を受けることも予想されることから、上記の「相互応援協定」を締結している地方公共団体の受援要領に準ずる。

2 自衛隊

(1) 県知事に対する「災害派遣要請」の要求

ア 災害発生時において、「陸上自衛隊」及び「航空自衛隊」による災害派遣活動が最も有効であることから、自衛隊の災害派遣が必要な場合は「災害対策基本法第68条の2」及び「自衛隊法第83条第1項」（以下、「隊法」という。）の規定により、災害対策本部長（本部事務局 本部班）が県知事に対し「自衛隊への災害派遣要請」を要求する。

この際、自衛隊の災害派遣実施の基準である「3原則」（公共性・緊急性・非代替性）に留意し、派遣要請の要求を決定する。

イ 災害派遣実施の3原則

3 原則	摘 要
公 共 性	【「公共性」があること】 公共の秩序を維持するため、人命や財産の社会的な保護の必要性があること
緊 急 性	【「緊急性」があること】 さし迫った必要性があること
非 代 替 性	【自衛隊の対処が必要な「非代替性」があること】 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと

ウ 災害派遣要請の要求

下記の項目について、当初、電話、茨城県防災情報ネットワークシステム等により要請。災害対応等の進展に伴い、後日「文書」により処置する。

要求先等	細 部 事 項
要 求 先 (窓 口)	茨城県庁 防災・危機管理課
要 求 項 目 (記載事項) 【隊法施行令106条】	1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項 連絡調整者、通信連絡手段、前進目標、活動拠点、通行可能な前進経路等の必要な事項等

(2) 陸上自衛隊への通報等（施設学校、武器学校等）

県知事に対し「自衛隊の災害派遣要請を要求」した場合、茨城隊区担任部隊長である「施設学校長」及び土浦分区担任部隊長である「武器学校長」にその旨を通報するとともに、連絡幹部（LO）の受入れ、活動内容等の具体的な調整を直ちに開始する。

通報先 (窓口)	施設学校 総務部 警備課 防衛班 (勝田駐屯地)
	武器学校 総務部 総務課 警備訓練班 (土浦駐屯地)
	関東補給処 総務部 警備課 (霞ヶ浦駐屯地)

(3) 航空自衛隊 (百里基地・霞ヶ浦分屯基地) に対する災害派遣要請

航空救難、近傍派遣等の「航空自衛隊」による災害派遣が必要な場合、県知事に対し陸上自衛隊の「災害派遣要請の要求」と同様の処置を講ずる。

通報先 (窓口)	第7航空団司令部防衛部 防衛班 (百里基地)
	第1高射群 第3高射隊 総括班 運用室 (霞ヶ浦分屯基地)

(4) 災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の活動拠点は、基本的に「陸上自衛隊の駐屯地」及び「航空自衛隊の基地」を基盤として調整する。施設学校の上級部隊である「第1師団司令部 (練馬)」及び「東部方面総監部 (朝霞)」の隷下部隊による増援部隊等が派遣され、陸上自衛隊の駐屯地等で収容できない場合は、町内に自衛隊の活動拠点を準備する。

ア 陸上自衛隊の活動拠点等

管理等区分	駐屯地等	摘要
陸上自衛隊の施設	土浦駐屯地	陸上自衛隊計画による
	霞ヶ浦駐屯地	
	霞ヶ浦飛行場	
	朝日分屯地	
阿見町の施設 (候補地)	総合保健福祉会館 駐車場 (砂利舗装地域)	候補地として計画し、実際の状況により調整する
	阿見町総合運動公園 野球場、テニスコート等	「緊急消防援助隊」の活動拠点になっていることから、稲敷広域消防本部との調整による (実際の状況による)

イ 航空自衛隊の活動拠点等

管理等区分	駐屯地等	摘要
航空自衛隊の施設	百里基地	航空自衛隊計画による
	霞ヶ浦分屯基地	
陸上自衛隊の施設	陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場	

- ウ 自衛隊の連絡幹部（LO）の執務場所、前方指揮所（前方調整所）等
- (1) 各部隊の連絡幹部（LO）等
災害対策本部内（庁舎内3階・4階）に自衛隊各部隊から派遣された「連絡幹部（LO）」の執務場所、詰所等を準備する。
 - (2) 自衛隊の前方指揮所（前方調整所）
自衛隊の「前方指揮所」又は「前方調整所」の開設の必要性が生じた場合、庁舎4階の施設等を提供する。

3 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の受援は、稲敷広域消防本部（阿見消防署等）が「大規模災害等広域応援要綱」等に基づき、応援要請、受入れ、運用等を実施する。

(1) 応援要請

大規模災害等の発生時において、「稲敷広域消防本部」の消防力のみでは十分な対応ができない場合、稲敷広域消防本部消防長が緊急消防援助隊の応援要請の要否、応援部隊の派遣規模等を決定するとともに、県知事に対し応援要請する。ただし、県知事との通信連絡手段が途絶した場合は、総務省消防庁長官に対し、直接要請する。

応援要請の要領は、下記のとおり。

緊急消防援助隊の応援要請事項（基準）	
① 茨城県知事に対する応援要請	
② 要請時に必要な項目	ア 災害発生日時
	イ 災害発生場所
	ウ 災害の種別・状況
	エ 人的・物的被害の状況
	オ 応援部隊種別、部隊の規模、必要資機材
③ 緊急消防援助隊（各部隊）に対する情報提供事項	ア 活動する地域
	イ 進出拠点
	ウ 移動経路
	エ その他必要な情報

(2) 緊急消防援助隊の受入れ

阿見町における「緊急消防援助隊」の受入れ施設は、下記のとおり。

管理等区分	受入れ施設等	摘 要
阿見町の施設	阿見町総合運動公園 野球場 テニスコート等	陸上自衛隊等の増援部隊が派遣され、自衛隊の駐屯地のみでは受入れられない場合は、稲敷広域消防本部（阿見消防署）と「緊急消防援助隊」と「陸上自衛隊派遣部隊」との共同使用について調整する。

4 医療機関

医療機関の受援は、民生支援部「医療対策班」が災害協定締結団体である「茨城県稲敷医師会」、「土浦市歯科医師会」及び「土浦薬剤師会」、並びに県に対し「DMAT」等の応援要請をするとともに、医薬品等に係る協定締結業者に応援を要請し、災害発生時における医療救護等の体制に万全を期す。

(1) 応援要請

ア 医師会等に対する要請

「茨城県稲敷医師会」、「土浦市歯科医師会」及び「土浦薬剤師会」との災害時における医療救護活動等に係る協定に基づき、応援を要請する。

イ 県に対する要請

県に対し「DMAT」、「保健師」等の派遣を要請する。

(2) 医師会等、DMAT等の受入れ

医師会等、DMAT等の受入れ施設は、下記のとおり。

区 分	受入れ施設等	摘 要
茨城県稲敷医師会 土浦市歯科医師会 土浦薬剤師会 DMAT等 保健師等	総合保健福祉会館 (さわやかセンター)	予備の施設は、実際の被災状況、避難状況、町内施設の使用状況に応じ、柔軟に措置する。

(3) 医薬品、資機材等の確保

医薬品、医療資機材等については、初動段階は備蓄品等を活用するとともに、速やかに土浦薬剤師会、県、災害協定締結業者等に要請し、医療活動に必要な物的基盤を確保する。

5 応援協定締結団体（民間団体等）

協定を締結している民間団体等に対しては「IV 応援要請の実施 2 災害協定の運用担任」に基づき、災害協定を運用する担当部（班）が直接応援要請するとともに、応援要請した事実等を「総務・受援班」等に通報する。

6 ボランティア

ボランティアによる受援は、「災害ボランティアセンター設置等に関する協定」に基づき、阿見町社会福祉協議会が設置する「阿見町災害ボランティアセンター」をもって、募集、受入れ、運用等を実施する。

この際、特に人的支援は総務・受援班、専門ボランティアが必要な各部（班）との緊密な連携に留意する。

(1) 阿見町災害ボランティアセンター

民生支援部（福祉班）等と阿見町社会福祉協議会との協議の上、「阿見町災害ボランティアセンター」の開設を決定する。

「阿見町災害ボランティアセンター」の開設場所は、下記のとおり。

開 設 施 設	開 設 場 所
阿見町 災害ボランティアセンター	総合保健福祉会館（さわやかセンター） シルバー人材センター

(2) 災害ボランティアの区分

災害ボランティアの概略な区分は、下記のとおり。

ボランティアの区分	活 動 内 容 等
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門知識・技術や経験、年齢性別等に関わりなく、労力等を提供するボランティア ● 個人としてのボランティアと、ボランティアグループ、会社単位等で参加する団体ボランティアが考えられる。 ● 避難所の手伝い、救援物資の仕分け、屋内外の片付け、日常生活支援等
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師・看護師、土木・建築、情報・通信、語学等の専門的な知識や技能を提供するボランティア ● 専門知識・技能を持つボランティアが来所した場合は、災害対策本部の関係部（班）と調整し、当該ボランティアの支援を受ける。

7 ライフライン等関係機関

(1) 電 気

電気に関し下記の応援協定に基づき、情報提供等の支援を受入れる。

協 定 等	締 結 先
防災行政無線等の活用に関する協定 停電復旧作業の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド（株） 土 浦 支 社

(2) 上下水道

上下水道に関し県内市町村との相互応援協定の他、下記の応援協定に基づき、人的・物的支援を受入れる。

協 定 等	締 結 先
阿見町水道事業災害時緊急応援に関する協定	第一環境株式会社

(3) ガス

ガスに関し下記の応援協定に基づき、人的・物的支援を受入れる。

協 定 等	締 結 先
LPガス供給に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会 県南支部

(4) 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理に関し県内市町村との相互応援協定の他、下記の応援協定に基づき、人的・物的支援を受入れる。

協 定 等	締 結 先
施設間応援体制協定書	県南・県西地区の自治体・組合等
緊急時等における一般廃棄物処理に関する支援協定書	牛久市

8 その他の団体等

(1) 国・関連機関等【参考】

その他、国や関連機関から派遣等が想定される主な支援等は、次の派遣等がある。

関 係 機 関 等	応 援 内 容 等
警 察 庁	警察災害派遣隊
消 防 庁	緊急消防援助隊
総 務 省	災害マネジメント総括支援
国土交通省	○ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) ○ 応急危険度判定士の派遣
厚生労働省	○ 災害派遣医療チーム (DMAT) ○ 災害派遣精神医療チーム (DPAT) ○ 保健師等の派遣
農林水産省	MAFF-SAT (農林水産省・サポート・アドバイsteam)
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)
文部科学省	○ 文化財調査官の派遣 ○ 学校再開支援

VI 受援力向上のための取組み

1 本計画の検証・見直し

「阿見町広域受援計画」は、「PDCA」サイクルにより、検証、見直し等を実施して計画の実効性を向上させるとともに、関係機関等の計画との整合、職員等への普及徹底等を図る。

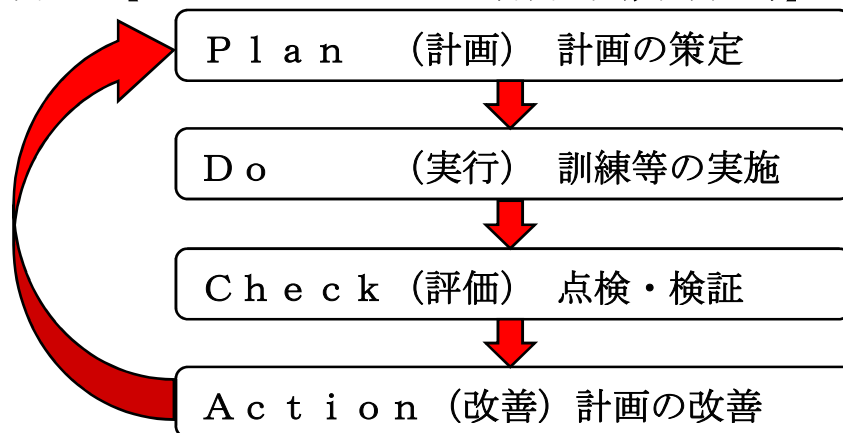
(1) 検証

図上訓練、実動訓練等の各種防災訓練により「本計画」を検証し、計画見直しのための資を得るとともに、訓練成果の累積に留意する。

(2) 見直し

教育訓練における検証、成果のほか、国・県・他市町村等の知見等を柔軟に取り入れ、常時計画を見直し修正する。

図12【PDCAサイクルによる計画の実効性向上等】



2 受援体制の向上

当面下記の事項を重視して整備し、受援体制の向上を図る。

支援区分	受援体制向上のため当面実施すべき事項
人的支援	① 応援職員等の執務スペース・活動拠点・宿泊施設の確保 ② 自衛隊活動拠点の確保 総合保健福祉会館（駐車場）の確保。総合運動公園の「緊急消防援助隊」の活動拠点に係る稲敷広域消防本部との調整 ③ 移動手段の確保
物的支援	① 物資集積拠点の確保 ② 実穀ふれあいセンター・吉原交流センターの利用可能場所の確保 ③ 緊急輸送路・災害時重要路線の確保 ④ 輸送手段の確保 ⑤ 燃料の確保 ⑥ ご遺体安置所（吉原交流センター体育施設）の牛久警察署への登録 ⑦ 職員用（応援職員を含む。）の食料、飲料水、毛布等の備蓄

3 応援協定の実効性の向上等

協定締結団体等との「連絡態体制の保持」、「共同訓練の実施」等により、「各種応援協定の実効性の向上」及び「協定締結団体等との連携強化」を図る。

(1) 連絡体制の保持

平素から全協定締結団体等との「連絡体制」を常時整備する等により、確実な連絡体制の保持に努める。

(2) 共同訓練等の実施

防災訓練、災害対策本部設置・運営訓練、物資集積拠点設置・運営訓練等の機能別訓練等を協定締結団体等と共同により実施し、連携の強化を図る。

4 受援に係る教育訓練等

平素から陸上自衛隊、稲敷広域消防本部（阿見消防署等）、茨城県警察（牛久警察署等）、協定締結団体等との間において、防災訓練、災害対策本部設置・運営訓練（図上訓練）、各種機能別訓練等の共同訓練を実施して、受援に係る練度の向上、連携の強化を図る。

阿見町災害対策本部の組織構成

1 本部員

本部員	本部長	町 長
	副本部長	副町長、教育長
	本部付	各部長 消防団長 男女共同参画推進室担当者

2 各部局【○は「長」を示す。】

部 局		部 長 等	班 等	組 織 構 成
本 部 事 務 局	運用部	町 民 生 活 部 長 町 長 公 室 長	本 部 班	○防災危機管理課 秘書広聴課 議会事務局
	総 務 部	総 務 部 長 総 務 課 長	総務・受援班	○総務課、管財課、人事課
			情報班	○財政課、政策企画課、会計課
民 生 支 援 部		保 健 福 祉 部 長 町 民 活 動 課 長	調査班	○税務課、収納課
			町 民 班	○町民活動課、町民課 うずら出張所
			医 療 対 策 班	○健康づくり課
			福 祉 班	○社会福祉課 高齢福祉課、子ども家庭課・保育所、児童館、地域子育て支援センター、国保年金課
			防 犯 ・ 環 境 班	○生活環境課
			廃 棄 班	○廃棄物対策課
物 資 建 設 部		産 業 建 設 部 長 都 市 計 画 課 長	建 築 班	○都市計画課
			土 木 班	○道路課、都市整備課
			物 資 対 策 班	○農業振興課 商工観光課 農業委員会事務局
			水 道 班	○上下水道課
避 難 支 援 部		教 育 部 長 学 校 教 育 課 長	避 難 班	○学校教育課、指導室 生涯学習課、図書館 予科練平和記念館 学校給食センター、中央公民館
消 防 部		消 防 団 長 消 防 副 団 長	消 防 団	○防災危機管理課 消防団

阿見町輸送スキーム経路要図

【緊急輸送道路・災害時重要路線図】

- 【凡例】
- : 緊急輸送道路 (県指定)
 - : 災害時重要路線 (町指定)

- 【凡例】
- ◆: 阿見町役場
 - : 一般避難所
 - ▲: 福祉避難所
 - : 物資集積拠点
 - +
 - △: 二遺体安置所
 - ◎: 公共施設
 - : 自衛隊施設

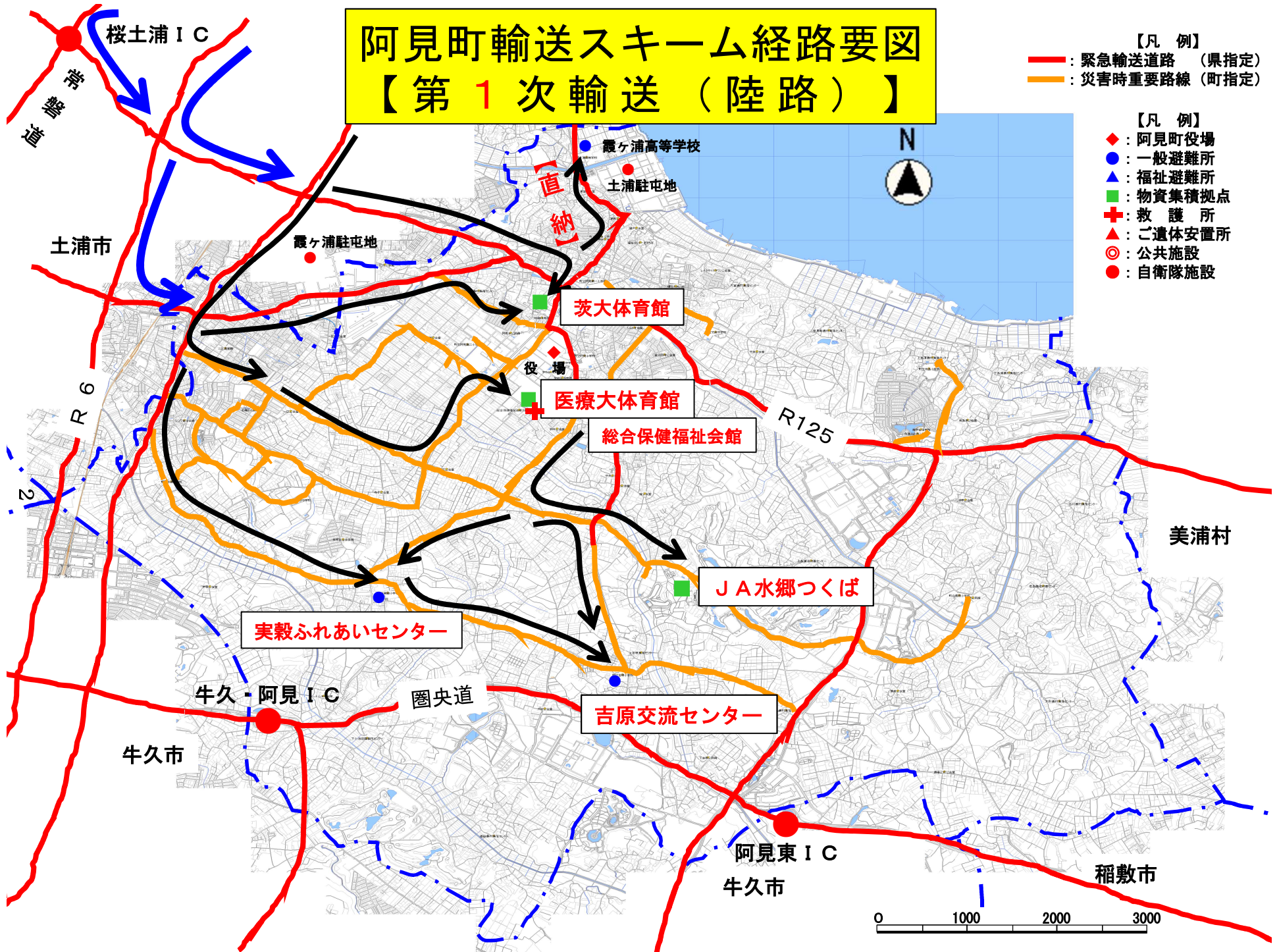


阿見町輸送スキーム経路要図

【第1次輸送（陸路）】

- 【凡例】
- : 緊急輸送道路（県指定）
 - : 災害時重要路線（町指定）

- 【凡例】
- ◆ : 阿見町役場
 - : 一般避難所
 - ▲ : 福祉避難所
 - : 物資集積拠点
 - +
 - △ : ご遺体安置所
 - ◎ : 公共施設
 - : 自衛隊施設



阿見町輸送スキーム経路要図

【第2次輸送】

- 【凡例】
- 緊急輸送道路（県指定）
 - 災害時重要路線（町指定）

- 【凡例】
- 阿見町役場
 - 一般避難所
 - 福祉避難所
 - 物資集積拠点
 - 救護所
 - ご遺体安置所
 - 公共施設
 - 自衛隊施設



阿見町輸送スキーム経路要図 【第3次輸送】

- 【凡例】
- 緊急輸送道路（県指定）
 - 災害時重要路線（町指定）

- 【凡例】
- 阿見町役場
 - 一般避難所
 - 福祉避難所
 - 物資集積拠点
 - 廃校
 - 救護所
 - ご遺体安置所
 - 公共施設
 - 自衛隊施設



災害協定の運用担任

【市町村間の相互応援協定】

協定名称	締結先	運用担任
相互応援に関する協定 県内全市町村	県内44市町村	運用部 本部班
相互応援に関する協定 県内町村	茨城町	
	城里町	
	大子町	
	八千代町	
	境町	
	大洗町	
	河内町	
	五霞町	
	利根町	
	東海村	
	美浦村	

【市町村間の相互応援協定】

協定名称	締結先	運用担任
相互応援に関する協定 稲敷広域消防本部 管内市町村	龍ヶ崎市	運用部 本部班
	牛久市	
	稲敷市	
	河内町	
	利根町	
	美浦村	
相互応援に関する協定 他県市町村	千葉県酒々井町、 静岡県御殿場市等の 他県市町村	

【学校等との相互応援協定】(総合運用協定)

協定名称	締結先	運用担任
相互支援協力に関する協定	茨城県立 霞ヶ浦聾学校	① 運用部 本部班 ② 相互支援協力に関 係する部

【法人との支援協力協定】

協定名称	締結先	運用担任
支援協力に関する協定	公益社団法人隊友会 茨城県隊友会稲竜支部	① 運用部 本部班 ② 情報提供に関する事項 総務部 情報班

【情報・通信等】

協定名称	締結先	運用担任
情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	総務部 情報班
支援協力に関する協定 (災害情報の収集・提供)	公益社団法人隊友会 茨城県隊友会稲竜支部	
放送等に関する協定	土浦ケーブルテレビ	
情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	
災害時における地図製品等 の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	

【避難場所の確保】

協定名称	締結先	運用担任
災害時支援協力に関する協定	PGMプロパティーズ株式会社 阿見ゴルフクラブ	運用部 本部班
	株式会社 イーグルポイントゴルフクラブ	
	国立大学法人 茨城大学	

【一般避難所・福祉避難所の開設・運営】

協定名称	締結先	運用担任
避難所等としての施設利用 等に関する覚書	学校法人 霞ヶ浦高等学校	避難支援部 避難班
福祉避難所の設置運営に 関する協定	社会福祉法人 長寿の森 特別養護老人ホーム 阿見翔裕園	民生支援部 福祉班
	社会福祉法人 清洲会 特別養護老人ホーム 阿見こなん	
	医療法人 盈科会 介護老人保健施設 ケアセンター阿見	
	医療法人 耕平会 介護老人保健施設 スーペリア360	
	社会福祉法人 美しの森 あみまちの拠点 くら・ら	

【ボランティアセンター・介助員派遣・要配慮者輸送】

協定名称	締結先	運用担任
災害ボランティアセンター設置等に関する協定	社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会	民生支援部 福祉班
災害時における福祉避難所への介助員の派遣に関する協定		
災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定		

【医療救護】

協定名称	締結先	運用担任
医療救護活動に関する協定	一般財団法人茨城県 稲敷医師会	民生支援部 医療対策班
	一般財団法人 土浦市歯科医師会	
	一般財団法人 土浦薬剤師会	
物資供給に関する協定 (薬品等)	株式会社カワチ薬品	
	株式会社ツルハ	
	ウエルシア薬局 株式会社	

【行政書士業務】

協定名称	締結先	運用担任
支援協力に関する協定	茨城県行政書士会	総務部 総務・受援班
		民生支援部 町民班

【物資集積拠点】

協定名称	締結先	運用担任
支援協力に関する協定	JA 水郷つくば 農業協同組合	物資建設部 物資対策班
連携協力に関する覚書	国立大学法人 茨城大学	
災害発生時における物資 集積協力に関する協定	大和ハウス工業 株式会社	

【食糧等】

協定名称	締結先	運用担任
支援協力に関する協定	JA 水郷つくば 農業協同組合	① 支援物資（被災者用） 物資建設部 物資対策班 ② 全庁共通（職員用） 総務部 総務・受援班
物資調達に関する協定	いばらきコープ 生活協同組合	
物資供給に関する協定	株式会社 カワチ薬品	
	株式会社ツルハ	
	ウエルシア薬局 株式会社	
	株式会社 ジョイフル本田	
生活必需物資の供給協力に関する協定	ホームック 株式会社	
	雪印メグミルク 株式会社 阿見工場	
災害時における物資の調達 及び供給の協力に関する協定書	株式会社カスミ	
	株式会社キンレイ	

【ダンボールベッド等】

協定名称	締結先	運用担任
物資供給に関する協定	セツカートン 株式会社	① 物資建設部 物資対策班 ② 避難支援部 避難班

【生活必需物資等】

協定名称	締結先	運用担任
物資調達に関する協定	いばらきコープ 生活協同組合	① 支援物資（被災者用） 物資建設部 物資対策班 ② 全庁共通（職員用） 総務部 総務・受援班
物資供給に関する協定	株式会社 カワチ薬品	
	株式会社ツルハ	
	ウエルシア薬局 株式会社	
	株式会社 ジョイフル本田	
	ホームック株式会社	

生活必需物資の供給協力に関する協定	生活協同組合 パルシステム茨城	
災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定書	ピジョン株式会社	
災害時等における物資供給に関する協定書	三菱商事ライフ サイエンス株式会社	
災害時等における物資供給に関する協定	アイリスオーヤマ 株式会社	

【避難所・ユニットハウス】

協定名称	締結先	運用担任
災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	株式会社デベロップ	○避難所等 避難支援部 避難班
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア 株式会社	
災害時における物資の調達供給及び施設利用等の協力に関する協定書	株式会社キンレイ 筑波工場	
災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書	丸井産業株式会社	

【仮設トイレ】

協定名称	締結先	運用担任
レンタル機材の優先供給に関する協定	株式会社アクティオ 茨城支店土浦営業所	民生支援部 廃棄班

【発電機・投光器・ストーブ等】※ 業者との調整窓口一本化を要する場合
「○」印の部署間で調整し応援要請

協定名称	締結先	運用担任
レンタル機材の優先供給に関する協定	株式会社アクティオ 茨城支店土浦営業所	○全庁共通 総務部 総務・受援班 ○避難所等 避難支援部 避難班 ○被害現場作業等 物資建設部

【応急対策等（ブルーシート、土嚢等の物資、資材、小機材、工具等）】
※ 業者との調整窓口一本化を要する場合「○」印の部署間で調整し応援要請

協定名称	締結先	運用担任
物資供給に関する協定	株式会社コメリ NPO法人 コメリ災害対策センター	○全庁共通 総務部 総務・受援班 ○避難所等 ・物資建設部 物資対策班 ・避難支援部 避難班 ○被害現場作業等 物資建設部
	株式会社 ジョイフル本田	
	ホームック株式会社	

【石油類燃料】

協定名称	締結先	運用担任
災害時支援協力に関する協定	茨城県 石油業協同組合 (茨城県と締結)	総務部 総務・受援班

【LPガス】

協定名称	締結先	運用担任
LPガス供給に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会 県南支部	総務部 総務・受援班

【輸送】

※ 「輸送力調整所」を構成する「○」印の部署間の調整により応援を要請

協定名称	締結先	運用担任
緊急救援輸送の協力に関する協定	茨城県トラック協会 土浦支部	輸送力調整所 ○全庁共通総務部 総務・受援班 ○支援物資 物資建設部物資対策班
災害時等における要配慮者等の輸送協力に関する協定	日本貿易運輸 株式会社	民生支援部福祉班

【応急対策・復旧等（機力支援等）】

協定名称	締結先	運用担任
応急対策業務協力に関する協定	阿見町建設業組合 葵会	物資建設部 土木班 建築班
レンタル機材の優先供給に関する協定	株式会社アクティオ 茨城支店土浦営業所	
車両等の移動に関する協定	株式会社あきば商事	物資建設部 土木班
支援協力に関する協定 (フォークリフト支援)	JA水郷つくば 農業協同組合	物資建設部 物資対策班
阿見町水道事業災害時緊急 応援に関する協定 (給水支援等含む。)	第一環境株式会社	物資建設部 水道班
災害時における電動車両等 の支援に関する協定	東日本三菱自動車販 売株式会社・三菱自動 車工業株式会社	運用部本部班
災害時における住家被害認 定調査等に関する協定書	茨城土地家屋調査士 会	総務部調査班

【災害廃棄物処理】

協定名称	締結先	運用担任
施設間応援体制協定書	県南・県西地区の 自治体・組合等	民生支援部 廃棄班
緊急時等における一般廃棄 物処理に関する支援協定書	牛久市	